森教学第２１７号

令和５年５月９日

保護者　様

森町教育委員会

　　季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の感染による出席停止の手続きの

一部変更について

　　令和５年５月８日に新型コロナウイルス感染症が５類に移行したことで、出席停止の期間が次のとおり変更となります。

　　【これまでの出席停止期間】　　 保健所等に指示された期間

　　【5月8日からの出席停止期間】　発症後５日かつ症状が軽快して１日経過するまで

　　これにより、新型コロナウイルス感染症に感染した場合も、季節性インフルエンザと同様に、経過観察表を各ご家庭において記入して、出席停止期間後に学校へご提出くださいますようお願いします。また、季節性インフルエンザに感染した場合の経過観察表の様式にも変更がありますので、併せてお知らせします。

記

１　季節性インフルエンザによる出席停止時に記載いただく経過観察表の変更

　　今回配布の「（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）経過観察表」に記入し、出席停止解除時に学校に提出してください。なお、出席停止期間の変更はありません。

　　【季節性インフルエンザ出席停止期間】

発症後５日かつ解熱後２日（幼児は３日）を経過するまで

２　新型コロナウイルス感染症による出席停止時に記載いただく経過観察表の対応

　　季節性インフルエンザと同様、今回配布の「（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）経過観察表」に記入し、出席停止解除時に学校に提出してください。

３　季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止手続きの流れ

①罹患時

児童・生徒が医療機関を受診して季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断されたら、保護者は、学校へ罹患したことを連絡して、各校で指示される方法にて「（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）経過観察表」を受け取ります。

　②出席停止期間中

保護者は、この経過観察表に発熱の経過を記録します。

③出席停止期間経過後

出席停止期間後に児童生徒が記入した経過観察表を持参します。

学校は、出席停止期間が経過したことを確認して、学校は当該児童生徒の登校を許可します。

　　登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。

担当　学校教育課（上沢）

電話　85－1112